

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

改正案

現行

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）			別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）		
名称	根拠	登記事項	名称	根拠	登記事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
監査法人	公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、氏名に限る。） 社員が公認会計士法第一条の三第六項に規定する特定社員であるときは、その旨 社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるときは、資本金の額 合併の公告の方法についての定めがあるときは、	監査法人	公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）	社員（監査法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得な

(略)		
(略)		
(略)	その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）	
(略)		
(略)		
(略)		い事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。以下「電子公告関係事項」という。）